

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成16年10月21日(2004.10.21)

【公表番号】特表2000-500420(P2000-500420A)

【公表日】平成12年1月18日(2000.1.18)

【出願番号】特願平9-519626

【国際特許分類第7版】

B 6 5 D 51/24

B 6 5 D 51/28

B 6 5 D 77/24

【F I】

B 6 5 D 51/24

B 6 5 D 51/28

B 6 5 D 77/24

【手続補正書】

【提出日】平成15年11月20日(2003.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成15年11月20日

特許庁長官 今井 康夫 殿

1. 事件の表示

平成9年特許願第519626号

2. 補正をする者

事件との関係 特許出願人

名称 トツプアド・エイ・エス

3. 代理人

住所 〒107 0052 東京都港区赤坂1丁目9番15号

日本自転車会館

氏名 (6078) 弁理士 小田島 平吉



電話 3585-2256



4. 補正命令の日付 なし

5. 補正の対象

請求の範囲

6. 補正の内容

(1) 請求の範囲を別紙のとおりに訂正する。

以上

方式
審査

別紙

請求の範囲

「1. かんが、凹んだ部分を有する頂部表面を有し、該凹んだ部分が、該凹んだ部分の内壁に沿って凹んだリムを有し、注ぎ開口発生引張手段に接続された取り外し可能な区域も有し、該凹んだ部分に、該かんは、かんの頂部表面に面するキヤビティーを後側に形成する周囲を有するカバーを備えており、凹んだ部分の内側壁が、少なくとも該カバーの軸線方向長さの一部にわたり該カバーの周を取り囲みそして該カバーの周を実質的に支える、好ましくは積み重ね可能なタイプの飲料かんのための装置において、カバーが、上部外側リムに沿って、該内壁と接触するように意図したシーリングリップを有し、下部外側リムに沿って該凹んだリムに嵌合するようにデザインされたビードを有し、該かんの凹んだ部分にカバーを配置することにより該カバーと該かんの頂部表面との間に真空が生成されることを特徴とする装置。

2. ビードが、該カバーが該凹んだ部分に押し下げられそして同時に真空が作動されるとき、該凹んだリムへと横に膨張させられる材料から作られている請求の範囲1に記載の装置。

3. 凹んだリムに、カバーのビードに接着するための接着剤が設けられている請求の範囲1又は2に記載の装置。

4. カバーが、物品を収容するための凹部又は空洞が設けられている請求の範囲1に記載の装置。

5. 飲料かんの底部が、食料、刺激物又は物品を収容するかん状カバーによって覆われており、かん状カバーが、飲料かんの底部の凹んだ部分を覆うように配置されており、かん状カバーが、引き裂き部分を有し、

飲料かんの対応する軸線方向長さよりも実質的に短い軸線方向長さを有し、飲用かん及びかん状カバーの組立体が、上方に開く容器によって全体を又は部分的に囲まれてている請求の範囲1～4のいずれか1に記載の装置。

6. 容器の上部部分のまわりに、該組立体の周部分とシーリング接触している取り外し可能なシーリング手段が設けられている請求の範囲5に記載の装置。

7. 容器が飲用グラスの形態に作られていることを特徴とする請求の範囲5又は6に記載の装置。

8. シーリング手段が、熱収縮性材料のバンド、シーリングスリープ、又はシーリングテープである請求の範囲5に記載の装置。」

以上